

新宿区立学校における部活動ガイドライン

令和5年7月11日更新

前 文

- 部活動は、学校教育の一環として、生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たすとともに、さまざまな成果をもたらしている。
- また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい。
- 新宿区立中学校では、運動部・文化部合わせて120以上の部活動が行われており、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして教育的効果を上げている。
- こうした部活動の意義を踏まえ、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためには、計画された時間の中で集中的に活動を行い、適切に休養することで心身のリフレッシュを図ることが大切であることから、適切な活動時間や休養日を設定し、活動と休養のバランスのとれた指導を行うことが必要である。
- 教員の勤務環境の改善、働き方改革の視点では、部活動の運営にあたって、部活動を支える顧問の教員の長時間勤務や負担感、顧問の教員の競技経験や指導経験の有無、教員の異動等により部活動の安定的な活動が困難となることなどの課題が挙げられ、部活動の運営支援に向け、外部指導員だけでなく部活動の顧問を担当できる部活動指導員の導入・活用を進める必要がある。
- 平成29年度に実施した教員の勤務実態調査では、知識や経験のない部活を担当することや大会参加のための休日出勤が負担との意見がある一方、生徒の活躍の場づくりや生徒指導の基礎となる関係づくりとしてやりがいがある、という双方の意見が出ている。
- こうした部活動の問題については、指導者の自己実現や保護者の過剰な期待などにより、本来の教育的意義から逸脱し、ややもすると日常の教育活動より部活動が優先されるような状況が発生することが懸念されている。
- このような状況を踏まえ、新宿区では、専門的な技術を指導できる顧問を確保することが困難な場合や、他の校務により顧問が十分に指導できない場合など、生徒が安全で充実した指導を受

けることができるよう、部活動を適正に実施するためのガイドラインや、従来からの外部指導員であるスクールスタッフを活用しつつ区立中学校の部活動の運営を支援する新たな仕組みについて検討を行ってきた。

さらに、令和4年度の民間提案制度を活用し、部活動運営支援に関する課題を整理するとともに、令和元年度から部活動指導員として配置していた会計年度任用職員の一部を令和5年度から民間に委ねるなど、より安定的で質の高い部活動の実現と教員の働き方改革を推進する。

- 本ガイドラインは、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（国）」（以下「国のガイドライン」という。）及び「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（東京都）」（以下「東京都のガイドライン」という。）を基本とした上で、部活動を支える環境の整備に関する検討部会での検討に基づき、策定してものである。
- 今後、学校教育の一環として教育課程との関連を図り実施する部活動を持続可能なものとするために、本ガイドラインのもと、学校や地域の実態に応じ、保護者や地域の人々の協力、各種団体や大学及び民間企業等と連携した運営上の工夫を行う。
- 各学校においては、本ガイドラインに基づき、部活動を実施する。

1 本ガイドラインにおける用語について

担当 教員	<p>全ての部活動に置く教員の担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 顧問を兼ねることができる。 ● 顧問を兼ねない場合、部活動指導員が作成する年間・月間の活動計画、実績報告の作成に協力する。 ● 顧問を兼ねない場合であっても、部活動指導員の職務を行うことができる。 ● 日常的に指導内容や生徒の様子、事故時の対応などについて情報共有を行うなど連携を図る。
顧問	<p>各部活動の責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。 ● 年間・毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

部活動 指導員	<p>学校教育法施行規則第 78 条の 2 に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する」学校の職員(会計年度任用職員及び区の指定する民間委託事業者により配置する者を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。 ● 年間・毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。 ● 校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。
外部 指導員	<p>スクールスタッフ(有償ボランティア)または、無償ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導や安全確保のための見守り等を行う。

2 本ガイドライン策定の趣旨・位置付け等

- 本ガイドラインは、区立学校の部活動を対象とし、児童・生徒にとって望ましいスポーツや文化等の環境を構築するという観点から、以下の3つの点を目指すことをねらいとして策定したものである。
 - ・ 児童・生徒がスポーツや文化・科学等の活動を楽しむことで学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、運動習慣の確立等を図り、学校教育が目指す資質・能力の育成を図ること
 - ・ 児童・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、効果的に取り組むこと
 - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

- 本ガイドラインは、新宿区立学校における部活動について「適切な運営のための体制整備」、「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」「適切な休養日等の設定」「生徒のニーズを踏まえた環境の整備」「学校単位で参加する大会等の見直し」「小学校における放課後等の課外活動の考え方」の6つの視点でまとめた、運営や指導等に関する包括・総合した指針である。

- 本ガイドラインは、顧問の教員の支援によって成り立つ部活動が、児童・生徒、顧問の教員及び保護者の良好なライフワークバランスの中で、安全かつ充実したものとなるように定めた基準であり、区立学校における部活動は、本ガイドラインに則り各学校で策定した活動方針に基づいて実施するものとする。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- 教育委員会は、国のガイドライン及び、東京都のラインを基本とした上で、文化部活動の内容

を含んだ「新宿区立学校における部活動ガイドライン」を策定する。

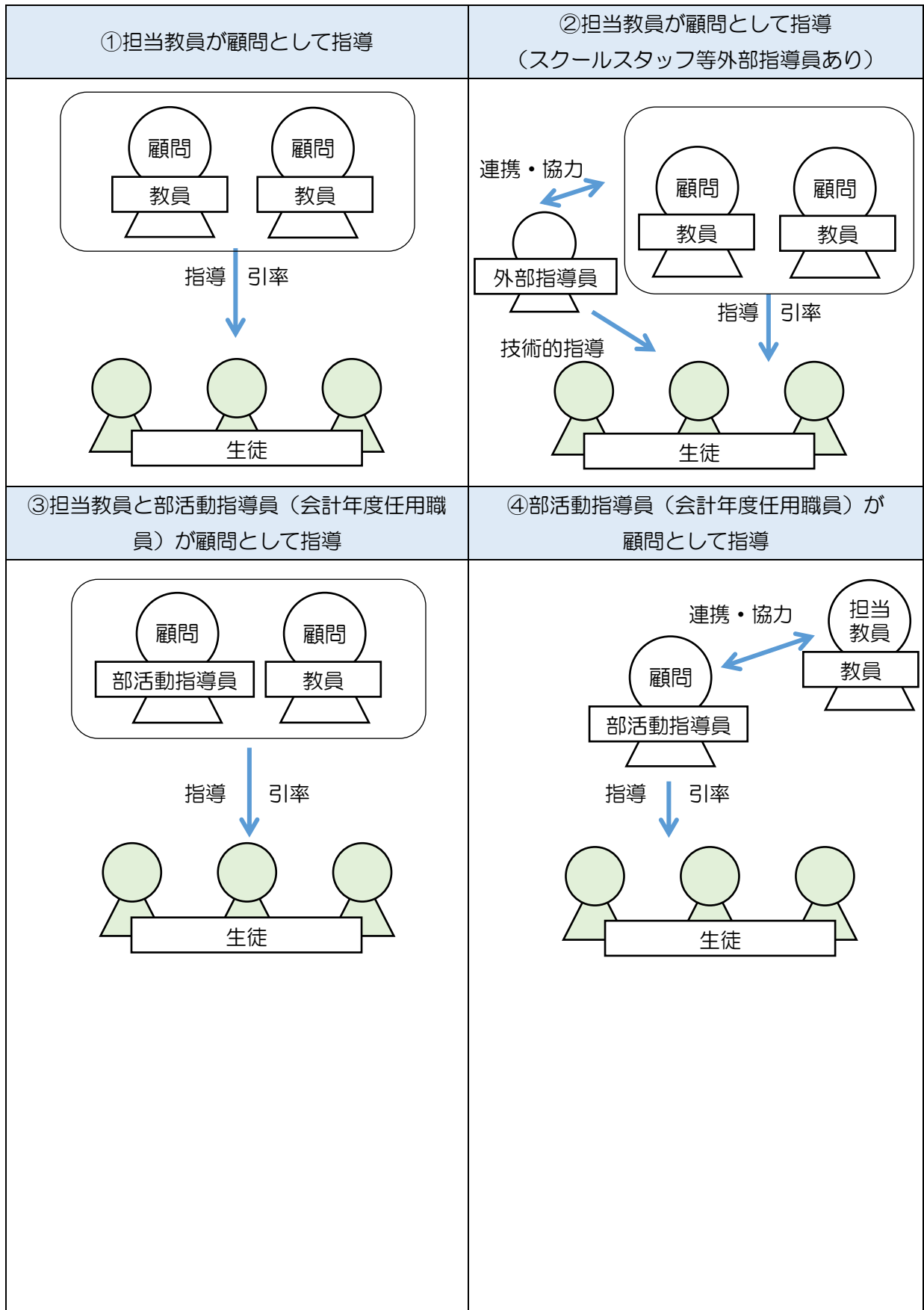
- 校長は、「新宿区立学校における部活動ガイドライン」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- 校長は、部活動の顧問に、教育委員会が作成した様式例を参考に、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定の大会・コンクール日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール参加日等）を作成させ、活動方針及び活動計画等を公表する。

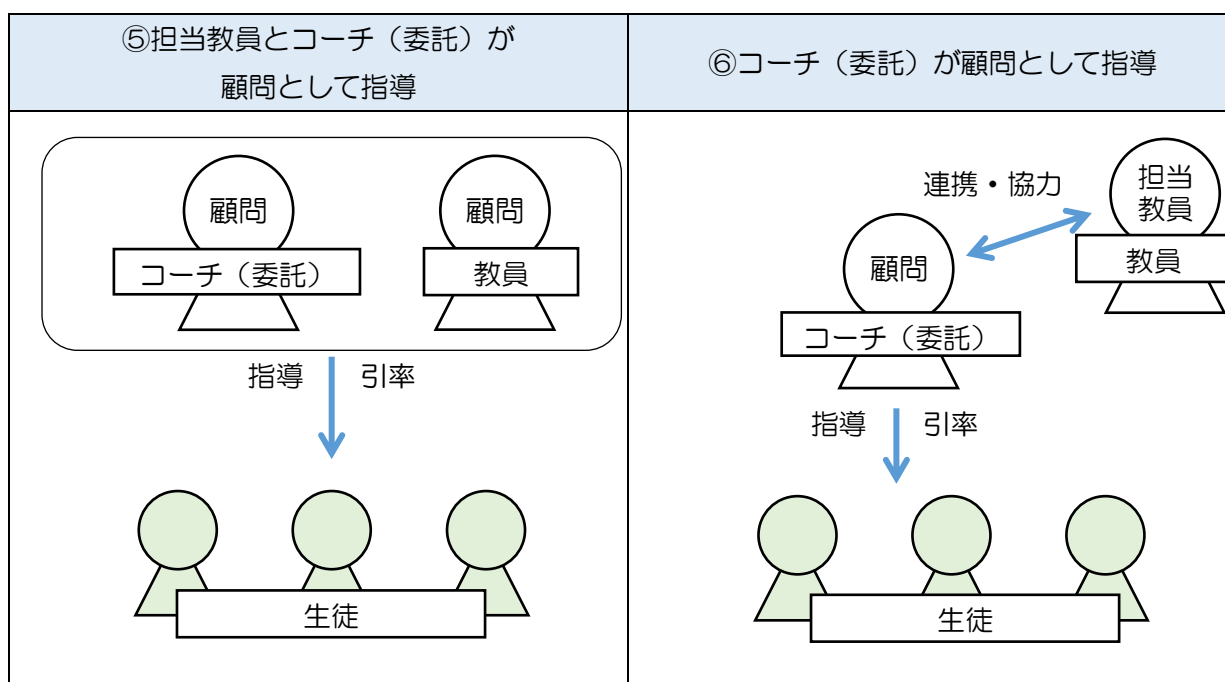
（２）指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、生徒のニーズ等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の勤務状況の改善の観点等から、円滑に部活動を実施できる適正な数と種目・内容の部活動を設置する。
- 校長は、部活動の顧問決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるよう留意する。また、部員数や活動内容に応じた適切な数の顧問を配置するように努める。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや文化・科学等の活動を行い、教員の過度な負担となることがないように、必要に応じて指導・是正を図る。
- 教育委員会は、地域などの協力による外部指導員（スクールスタッフ）が部活動支援について一定の効果을上げてきたことに鑑み、引き続き部活動の支援に外部指導員（スクールスタッフ）を活用していく。
- 教育委員会は、部活動指導員を導入し、部活動の運営支援を行う。
- 校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。また、教諭等の顧問を置かず、部活動指導員のみを顧問とする場合は、当該部活動を担当する教諭等（以下、担当教員）を指定し、年間・月間の活動計画の作成及び活動実績の作成、生徒指導、事故が発生した場合の対応等の必要な職務にあたらせる。

- 部活動指導員は、適切な指導を行うために、学校教育について十分理解した上で、部活動の位置付けや教育的意義を熟知するほか、生徒の発達段階に応じた科学的な指導に努め、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行う。また、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービスに関する規定や校長の指示に従うこと、顧問の教員や外部指導員と十分な連携を行うことを遵守する。
- 教育委員会は、部活動指導員に対して部活動の位置付けや教育的意義、遵守事項、安全管理、危機管理、部活動を指導する上で求められる指導技術等について、十分な研修を継続的に行う。
- 教育委員会または学校長は、部活動が本来の教育的意義から逸脱し、日常の教育活動より優先して部活動が行われるなど、部活動指導員や外部指導員が部活動を指導するうえで遵守しなければならない事項をあらかじめ確認する「誓約書」の内容を遵守していないと判断した場合は、年度途中であってもその任を解くことができるものとする。
- 部活動に係る事務や大会・コンクールの引率等、指導以外に教員が担う負担も大きいことから、学校教育法施行規則の改正に伴い示された部活動指導員の職務内容を踏まえ、部活動指導員は以下の役割を担うものとする。
 - ① 実技指導
 - ② 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
 - ③ 学校外での活動（大会・練習試合・コンクール・地域行事等）の引率
 - ④ 用具・施設の点検・管理
 - ⑤ 部活動の管理運営（会計管理等）
 - ⑥ 保護者等への連絡
 - ⑦ 年間・月間指導計画の作成
 - ⑧ 生徒指導に係る対応
 - ⑨ 事故が発生した場合の現場対応
- 部活動指導員は、当該部活動の顧問である教諭等や担当教員と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うなど、連携を十分に図る。
- 区内施設を利用して大会・コンクール等を行う場合の集合場所や引率については、生徒の安全を確保するための指導を十分行うとともに、保護者の理解や協力を得た上で、大会等を行う区内施設を生徒の集合・解散場所とすることができる。

(3) 本ガイドラインに基づいた部活動指導のイメージ





4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

- 部活動の実施にあたって、校長及び顧問は、以下の指導を行う。
 - ・ 部活動の顧問は、技能や記録の向上や発表・表現といった生徒の目標が達成できるよう、各活動の特性を踏まえ適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
 - ・ 部活動の顧問は、部活動の指導において、生徒の安全・安心の確保を徹底する（安全点検の徹底、スポーツ障害・バーンアウトの予防、体罰の根絶、女子への指導に係る正しい理解等）。
- 部活動中の気象条件に留意し、特に高温・多湿下においては、適切な水分の補給や健康観察を行い、熱中症に十分注意する。また、暴風や雷等に対して、練習の中止や中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に努めるとともに、各競技団体等が定める基準・指針を参考に判断基準を明確にしておく。
- 教育委員会は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

（2）運動部活動用指導手引の活用

- 運動部の顧問は、スポーツ競技の国内統括団体が作成した指導手引き（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等）を活用し、各競技種目の特性を踏まえた合理的

でかつ効率的・効果的な活動を実施し、技能や記録の向上等を図る。

5 適切な休養日等の設定

○ 部活動における休養日及び活動時間については、活動と休養のバランスのとれた指導の必要性や、教員の勤務環境の改善等の視点を踏まえ、以下を基準とする。

・ **学期中は、週当たり2日以上休養日**を設ける。

▶ 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

・ **長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱い**を行う。

▶ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

・ **1日の活動時間は、国や東京都のガイドラインを参考**に設定する。

※ 国や東京都のガイドラインでは、1日の活動時間を以下のように示しています。

・ 長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週休日を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

▶ 試合等により休業日に3時間を超える活動を行った場合は、週当たりの活動時間が長くとも16時間程度までとなるよう、活動時間を調整する。

○ 大会や発表会・コンクールの直前の練習や大会や発表会・コンクールの当日のため、平日・週休日に休養することができなかつた場合は、必ず大会や発表会・コンクール等の直後に休養日を設け、生徒に十分な休養を与えるようにする。

なお、この場合の「大会や発表会・コンクールの直前の練習」の期間は、おおむね2週間程度とする。

○ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、「新宿区立学校における部活動ガイドライン」に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表するとともに、その運用を徹底する。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

○ 学校は、生徒の運動・スポーツや文化・科学等に関するニーズが、技能や表現力の向上以外に

も、友達と楽しむ、適度な頻度で行える等多様であることを踏まえ、例えば、季節ごとに異なる競技種目を行う活動、レクリエーションとして行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒のニーズを踏まえた部活動を設置する。ただし、設置する部活動の数は「4（2）指導・運営に係る体制の構築」に示すとおり、生徒や教員の数、生徒のニーズ等を踏まえ、円滑に部活動を実施できる適正な数とする。

- 複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する合同部活動等の取り組みについては、令和 2 年度までは、中学生「東京駅伝」大会に出場する新宿区チームの取り組みがあった。しかし、合同部活動等の取り組みについては、教員の指導体制、実技指導、専門的知見を有する養護教諭や看護師等との連携、大会引率等、通常の運動部活動に比べて十分な体制が必要であることや、生徒の移動にかかる時間を考慮すると「平日は2時間程度」の活動時間を遵守することが困難であること等を踏まえ、実情を踏まえた取り組みを行うこととする。

（2）保護者・地域等との連携

- 教育委員会及び学校は、部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて各種団体や大学との連携、保護者の協力、民間事業者の活用等による部活動の環境整備を推進する。
- 教育委員会及び学校は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化的な活動の充実を支援するパートナーという考えの下に取り組みを推進し、保護者の理解と協力を促す。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

- 教育委員会は、学校の部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、週休日等で開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、運動部活動については東京都中学校体育連盟が定める運動部が参加する大会数の上限を参考に、運動部が参加する大会数の上限の目安を定める。
- 校長は、東京都中学校体育連盟等及び教育委員会が定める目安等を踏まえ、生徒の教育的意義や、生徒・部活動顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会・コンクール等を精査する。

8 小学校における放課後等の課外活動（以下「部活動」）の考え方

- 小学校における「部活動」については、学習指導要領において明確な規定がなされていない。
- ただし、新宿区立小学校には半数以上の学校に金管バンド等の活動を行っている「部活動」があり、そのほとんどが週3日以上活動を行っている。
- しかし、小学校において「部活動」を実施する場合、中学校以上に「部活動」を支える顧問の教員の長時間勤務や負担感の問題、顧問の教員の競技経験や指導経験に関する問題、教員の異動等により「部活動」の安定的な活動が困難となる問題などが、生じやすいことが想定される。
- 上記のことを踏まえ、小学校において「部活動」を実施する場合、校長は、児童や教員の数、外部指導員や部活動指導員の配置状況から、円滑に実施できる少数の「部活動」のみを設置することができることとし、長年にわたり「部活動」を実施している場合であっても、円滑な実施が困難になった場合は、休部や廃部について検討する。
- 小学校学習指導要領解説体育編の中では、「部活動」について以下のような記載がある。

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

- ・ クラブ活動、運動部の活動は、スポーツ等に共通の興味や関心をもつ同好の児童によって行われる活動であり、体育の授業で学習した内容を発展させたり、異なる学級や学年の児童との交流を深めたりするなどの成果が期待される。 (中略)
- ・ また、運動部の活動は、主として放課後を活用し、特に希望する児童によって行われるものであるが、児童の能力や適性などを考慮し、教師などの適切な指導の下に、自発的、自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

- 小学校においては、上記の学習指導要領解説体育編での運動部の活動に鑑みて、競技会や発表会等に向けて、特設的に共通の興味や関心を追求する「部活動」を、本ガイドラインに則り教員の適切な指導の下に行うことができるものとする。
- 「部活動」における休養日及び活動時間等の設定
小学校の「部活動」の休養日及び活動時間については、児童の発達段階を考慮し、活動と休養のバランスのとれた指導を行う必要があることや、教員の勤務環境の改善等の視点を踏まえ、以下を基準とする。

学期中の休養日の設定は、中学校の部活動に準じるものとする。

▶学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。

- ▶ 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ▶ 週休日に発表会・コンクール前の練習や発表会・コンクール当日の活動を行った場合は、休養日を他の日に振り替える。

長期休業中は、発表会・コンクールに向けた一定の練習期間と発表会・コンクール当日を除き、休養日とする。

- ▶ 長期休業中については、児童が十分な休養をとることができるようにするとともに、児童が「部活動」以外にも多様な活動を行うことができるよう、活動計画で定めた発表会・コンクール前の練習や発表会・コンクール当日の活動以外の活動は行わない。

1日の活動時間は、中学校の部活動に準じるものとする。

- ▶ 1日の活動時間は、国や東京都のガイドラインを参考に設定する。
- ※ 国や東京都のガイドラインでは、1日の活動時間を以下のように示しています。
 - ・長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週休日を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ▶ コンクール等により休業日に3時間を超える活動を行った場合は、週当たりの活動時間が長くとも16時間程度までとなるよう、活動時間を調整する。

- 発表会・コンクールの直前の練習や発表会・コンクールの当日のため、平日・週休日に休養することができなかった場合は、必ず発表会・コンクール等の直後に休養日を設け、児童に十分な休養を与えるようにする。

なお、この場合の「発表会・コンクールの直前の練習」の期間は、おおむね2週間程度とする。

おわりに

- 部活動を適正に運営し、充実させるためには、保護者の理解と協力を得ることが重要である。部活動に対する保護者の考え方や要望が多様化している中では、保護者に部活動の適切な運営や部活動本来の教育的意義について、正しく理解してもらい、共通理解を図ることが不可欠となる。そのため、以下の点に留意し、保護者との連携を図る。
 - ・ 年度当初や、生徒の代替わりの時期には、保護者会等で部活動の活動方針や年間計画などを説明し、共通理解を図る。
 - ・ 毎月の活動計画について、保護者に周知する。

- 練習等における傷病時には適切な対応をするとともに、保護者に連絡する。
- 保護者から部費等を徴収する場合は文書で知らせるとともに、収支報告を必ず行う。

○ 外部指導員や部活動指導員については、体罰、セクシャルハラスメントとなる行動等不適切な行為を一切行わないことはもちろんのこと、部活動の適切な運営や部活動本来の教育的意義を理解した上で指導することなどについて、毎年度始めに誓約書を提出し宣誓を行うこととする。

○ 区立学校の部活動は、「本ガイドラインの策定の趣旨・位置付け等」に示したように、児童・生徒がスポーツや文化・科学等の活動を楽しむことで学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、運動習慣の確立等を図り、学校教育が目指す資質・能力の育成を図ることを目的に、学校教育の一環として行われるものである。

したがって、区立学校の部活動の今後の在り方については、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動に移行し部活動を廃止するのではなく、学校と地域・保護が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化的な活動の充実を支援するパートナーという考えの下に取り組みを推進していくものである。

また、併せて国や東京都・他自治体の取組状況を踏まえながら、時代に即したより効果的な部活動の在り方について研究を進めるものとする。